

第33期 定時株主総会 招集ご通知

2021年10月1日 ▶ 2022年9月30日

開催日時 2022年12月26日（月曜日）午前10時
受付開始 午前9時30分

開催場所 東京都渋谷区渋谷2丁目15番1号
渋谷クロスタワー24F
アクセス渋谷フォーラム

議案 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 資本金の額減少の件
第3号議案 剰余金の処分の件

そのとき、ベストな未来へ。

ACCESS Group

目次	第33期定時株主総会招集ご通知	1
	事業報告	3
	連結計算書類	28
	計算書類	31
	監査報告書	34
	株主総会参考書類	42

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、書面にて議決権を行使いただき、極力ご来場のお控えをご検討くださいますようお願い申し上げます。なお、お土産・お飲み物のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社アクセスグループ・ホールディングス

証券コード：7042

証券コード：7042
2022年12月9日

株 主 各 位

東京都港区南青山一丁目1番1号
株式会社アクセスグループ・ホールディングス
代表取締役社長 木村 勇也

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面により議決権を行使いただき、健康状態に関わらず、極力本総会の会場へのご来場はお控えいただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年12月23日（金曜日）午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年12月26日（月曜日） 午前10時（受付開始／午前9時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区渋谷2丁目15番1号 渋谷クロスタワー24F
アクセス渋谷フォーラム |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第33期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第33期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 資本金の額減少の件 |
| 第3号議案 | 剰余金の処分の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.access-t.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知に記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及びウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.access-t.co.jp>) に掲載させていただきます。

**※新型コロナウイルス感染症への対応については、同封のリーフレットをご参照ください。**

(添付書類)

# 事業報告

(2021年10月1日から  
2022年9月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2021年10月1日～2022年9月30日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止による行動制限が段階的に緩和され、停滞していた業種の本格的な経済活動の再開が進みました。一方、世界各国の根強いインフレや政策金利の利上げ、急激な円安の進行に加え、ロシアのウクライナ侵攻の長期化による資源高や穀物高が続き、輸入品を中心に物価が上昇していることから、景気の先行きに不透明感が広がっています。

当社グループを取り巻く各市場においては、プロモーション市場では広告・販促の市場規模は、(マスメディア4媒体広告を除く)は前年同期比約103.5%となり、復調傾向にあります。媒体別ではダイレクトメール等のアナログ系媒体が同約99.2%と横ばいとなったものの、SP・PR・催事企画が111.5%となり、コロナ禍で落ち込んだ前年同期から回復しています。インターネット広告も同約109.5%と引き続き伸長し、広告分野は全体的に伸長しています(経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」より当社グループ調べ)。採用市場では、有効求人倍率が1.32倍(2022年8月)となり、安定的に推移しています。教育機関市場では、大学・短大への進学率が58.9%と過去最高水準にある状況となっています(2021年度「学校基本調査」)。

このような状況の中、当社グループのプロモーション支援事業では、ニーズの高いキャンペーン事務局代行を中心とした事務局運営の受託、新型コロナウイルス関連事業の受託拡大に注力をしました。採用支援事業では、来年度入社対象の求人の引き合いが増加したことによるマッチング企画の規模を拡大して実施したほか、ダイレトリクルーティングサービスの運用代行を含む採用代行業務の運営や新卒紹介、官公庁雇用促進事業の受託に注力しました。教育機関支援事業では、引き続き、大学の寄付・募金関連を中心とした入学広報関連以外でのプロモーション・業務代行のほか、外国人の入国が再開されたことに伴う外国人留学生事業の進学サービスを推進しました。また、グループ全体として、イベントスペース「ア

クセスフォーラム」の一部縮小と閉鎖に合わせたオフィス移転、事業子会社の固定資産売却などを含めた経営合理化施策を推進いたしました。

その結果、全ての事業セグメントで増収となりセグメント利益を確保したことから、連結ベースでも増収となり、各段階利益が黒字に転じました。当連結会計年度における売上高は36億83百万円（前年同期比12.2%増）、営業利益は54百万円（前年同期は営業損失2億26百万円）、経常利益は38百万円（前年同期は経常損失2億46百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は11百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失4億29百万円）となりました。なお、イベントスペース「アクセスフォーラム」の合理化に係る原状回復費用や移転費用により販売費及び一般管理費、営業外費用が期初予想より増加しましたが、合理化による費用の増加分を除いた営業利益は、概ね想定どおりの結果となりました。

## (2) セグメント別の状況

### <プロモーション支援事業>

当連結会計年度（2021年10月1日～2022年9月30日）のプロモーション支援事業におきましては、キャンペーン事務局を中心とした事務局代行の受託を中心に大きく伸長したほか、新型コロナウイルス関連の事務局運営等を足掛かりとした受託事業も順調に進んだことから、自治体・公的機関・共済分野を中心に堅調に推移いたしました。デジタル関連商材も概ね想定どおり推移した結果、売上・利益面ともに前年同期を大きく上回り、セグメント利益を確保しました。

その結果、売上高は14億81百万円（前年同期比19.7%増）、セグメント利益は32百万円（前年同期はセグメント損失60百万円）となりました。

### <採用支援事業>

当連結会計年度（2021年10月1日～2022年9月30日）の採用支援事業におきましては、ダイレトリクルーティングの運用代行、官公庁からの受託を含む雇用関連イベント運営関連の個別案件が堅調に推移したほか、新卒向け人材紹介が大きく伸長しました。また、来年度入社を対象にしたマッチング企画の引き合いが多く、企画を拡大して実施したことが利益面に貢献しました。販売費及び一般管理費の削減も奏功し、前年同期を上回ってセグメント利益の確保しました。

その結果、売上高は11億円（前年同期比8.3%増）、セグメント利益は11百万円（前年同期はセグメント損失2億25百万円）となりました。

#### <教育機関支援事業>

当連結会計年度（2021年10月1日～2022年9月30日）の教育機関支援事業におきましては、特に個別案件が伸長しました。引き続き、デジタル関連広告が売上を牽引したほか、教育機関の職域接種運営代行や寄付・募金関連プロモーションが結実し、前年同期を上回りました。また、外国人留学生募集関連では、外国人の新規入国制限の緩和措置により、高等教育機関における学生募集広報のニーズが回復基調となりました。当社グループの合理化による人員配置の適正化により人件費が増加し、利益面では前年同期比減となりましたが、売上・利益ともに想定どおりに推移しました。

その結果、売上高は11億1百万円（前年同期比7.0%増）、セグメント利益は35百万円（前年同期比22.3%減）となりました。

#### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社の設備投資総額は、21,253千円であり、主に「アクセス就活」の改修6,139千円、「アクセス進学」の改修622千円、「アクセス日本留学」の改修3,089千円、大学様向け面接管理アプリの開発3,902千円、事務所設備の一部構築1,235千円、アクセス業務推進センターの一部構築6,266千円に伴うものであります。

#### (5) 対処すべき課題

当社グループでは、以下の経営戦略で事業を展開しております。

- I. 連合企画・個別案件の複合的アプローチによるクライアントの開拓
- II. アナログ・デジタル・モノを融合したフレキシブルな提案力の拡大
- III. 多様化したニーズに応える業務代行・事務局機能の強化
- IV. 外国人留学生分野等、教育機関のニーズを広範に捉えたビジネスの拡大

今後もこれらの基本となる戦略を踏襲し、さらなる事業拡大のために、以下の課題に優先的に取り組んでまいります。

#### ① 業務代行・事務局機能の効率化と拡大

プロモーション支援事業を営む株式会社アクセスプログレスが保有する業務推進センターでは、広告広報に関連する印刷、発送代行、テレマセンター、データ管理、保管業務等の各種業務代行を請け負っております。近年、キャンペーン事務局運営代行業務を始めとして、業務推進センターが提供する機能を複合的に組み合わせた総合的支援案件の受託機会が拡大しています。また、採用支援事業においても、売り手市場による応募数減少に加え、多様化する募集手法の選定やその運用工数の増加などにより、採用業務代行の引き合いが増加しています。これに対応するため、デジタルツールの積極的な導入による作業の効率化をはじめ、社員の適正な配置を進めることにより、受託体制を強化し、業務代行案件の拡大を図ってまいります。

#### ② 大学との取引深化による進学・就職領域の事業拡大

当社グループは、教育機関支援事業において大学の入試広報部門との取引を拡大してきただけでなく、採用支援事業において大学キャリアセンター（就職部門）や国際部門とも取引や連携を重ねてまいりました。長年の実績により、大学から継続取引をいただいております。DXによる入試面接サポートや父母会の運営効率化、寄付金募集活動の活性化に向けた同窓会組織のPRやスポーツ振興領域など、多岐にわたる相談も寄せられ、実績にもとづいた引き合いも増加しています。今後も、大学を中心とした取引基盤を活かし、教育機関支援・採用支援の両面で事業の拡大を進めてまいります。

#### ③ 業務提携による新規・既存事業の拡大

当社が積極的に他社との業務提携の可能性を模索し、当社グループと他社の事業とのシナジーを創出することで、新規事業の開始や既存事業の拡大を図ってまいります。営業機会拡大と相互支援を目的とした協業は多岐に及んでおり、プロモーション支援事業ではレンタル事業やデジタル広告分野に本格的に参入しています。採用支援事業では複数のダイレクトリクルーティングサービス会社と連携した営業展開を行っているほか、若手のアスリート人

材、DX人材を紹介するための提携を行っています。その他、外国人留学生・外国人材分野でも複数社と連携して協業を実施しています。当社グループが過去に培ったノウハウと他社の事業を組み合わせることで、当社グループの収益基盤安定化とブランド力の強化を図ってまいります。

#### ④ 公的施策や官公庁・自治体取引拡大への対応

当社は、これまでの自社企画や公的機関案件等を通じて、イベント準備や運営、業務代行等のノウハウを有しており、これをさらに強化して、継続して複合的な案件の獲得を目指します。採用支援事業と教育機関支援事業では、以前より官公庁や外郭団体からの受託実績がありました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、ワクチン接種会場の準備と運営代行、PCR検査会場運営代行などを受託し、自治体やその関連企業との取引が増加いたしました。現在はその実績を足掛かりにして、他の公的施策関連の取引が増加かつ大口化しており、今後も公的案件の取引の拡大を図ってまいります。

#### ⑤ 財務面の強化と企業価値の向上

当社は、金融機関との当座貸越契約により十分な資金を確保しておりますが、今後新たな事業投資やM&Aを行う場面が生じた場合は、資本政策も見据えながら、必要に応じて財務面の強化を検討してまいります。

また、当社では時価総額を含めた企業価値の向上を、重要な経営課題と位置付けております。企業価値の拡大に向けて、①既存事業の着実な回復による利益の確保、②M&Aも含めた新たな事業分野への投資の検討と実行、③効果的なIRの実施に取り組んでまいります。

#### ⑥ 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、2022年9月期に営業利益を計上したものの、継続的に営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。このような状況に対し、当社グループは、当座貸越契約等に基づく資金の借入を行うことにより、必要な運転資金を確保しております。これにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。



## (6) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分                                            | 期別 | 第30期<br>2019年<br>9月期 | 第31期<br>2020年<br>9月期 | 第32期<br>2021年<br>9月期 | 第33期<br>2022年<br>9月期 |
|-----------------------------------------------|----|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 売上高 (千円)                                      |    | 4,560,387            | 3,789,068            | 3,283,132            | 3,683,566            |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円)                           |    | 38,236               | △189,270             | △246,459             | 38,552               |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円) |    | 2,154                | △310,001             | △429,303             | 11,097               |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純損失 (△) (円)            |    | 1.82                 | △258.79              | △358.09              | 9.18                 |
| 総資産 (千円)                                      |    | 2,641,122            | 3,922,149            | 3,128,185            | 2,342,811            |
| 純資産 (千円)                                      |    | 1,231,413            | 855,117              | 434,311              | 453,919              |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済み株式総数に基づき算出しております。なお、発行済み株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区分                                 | 期別 | 第30期<br>2019年<br>9月期 | 第31期<br>2020年<br>9月期 | 第32期<br>2021年<br>9月期 | 第33期<br>2022年<br>9月期 |
|------------------------------------|----|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 営 業 収 益 (千円)                       |    | 885,603              | 912,230              | 744,304              | 636,508              |
| 経常利益又は経常損失 (△) (千円)                |    | 71,160               | 68,027               | △1,993               | △25,895              |
| 当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)              |    | 43,915               | △324,140             | △433,712             | △28,161              |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純損失 (△) (円) |    | 37.03                | △270.59              | △361.77              | △23.29               |
| 総 資 産 (千円)                         |    | 2,414,759            | 3,546,459            | 2,772,940            | 1,912,031            |
| 純 資 産 (千円)                         |    | 1,250,814            | 860,733              | 435,180              | 415,844              |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済み株式総数に基づき算出しております。なお、発行済み株式総数につきましては、自己株式数を控除した株式数によって算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名            | 資本金       | 出資比率 | 主要な事業内容             |
|----------------|-----------|------|---------------------|
| 株式会社アクセスプログレス  | 80,000千円  | 100% | プロモーション支援事業         |
| 株式会社アクセスネクステージ | 100,000千円 | 100% | 採用支援事業・<br>教育機関支援事業 |

(8) 主な事業内容（2022年9月30日現在）

|                  |                                                                                                         |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| プロモーション支援事業・・・   | キャンペーン等の事務局運営代行業務、Webプロモーション、DM・ポスティング等プロモーション全般の企画と実施、制作物の企画・製作・印刷・発送代行、データ管理業務事業                      |
| 採用支援事業・・・・・・・・・・ | 就職活動サイト「アクセス就活」及び合同企業説明会の企画・運営、人材採用分野におけるコンサルティング及びアウトソーシング事業、人材紹介事業、雇用関連受託事業                           |
| 教育機関支援事業・・・・・・・・ | 学校広報サイト「アクセス進学」「アクセス日本留学」及び進学広報企画、外国人留学生向け進学説明会の運営、募金促進等の支援事業、学校向けシステム開発と販売、塾・予備校・民間教育企業のプロモーション・運営支援事業 |

(9) 主な事業所（2022年9月30日現在）

① 当社

本社：東京都港区

② 子会社

株式会社アクセスプロGRESS

本社：東京都渋谷区

支社：関西支社（大阪市）

支社：名古屋支社（名古屋市）

拠点：業務推進センター（東京都世田谷区）

拠点：関西キャンペーン事務局（大阪府吹田市）

株式会社アクセスネクステージ

本社：東京都渋谷区

支社：関西支社（大阪市）

オフィス：名古屋オフィス（名古屋市）

オフィス：札幌オフィス（札幌市）

(10) 従業員の状況（2022年9月30日現在）

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 136名 | △15名        |

(11) 主な借入先の状況

| 借入先          | 借入額(千円) |
|--------------|---------|
| 株式会社りそな銀行    | 689,060 |
| 株式会社三井住友銀行   | 308,335 |
| 株式会社みずほ銀行    | 200,000 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 150,000 |

(注) 株式会社りそな銀行の借入額は社債の未償還残高40,000千円を含んでおります。

## 2. 株式に関する事項（2022年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,000,000株  
 (2) 発行済株式総数 1,219,800株(自己株式6,385株を含む)  
 (3) 自己株式数 6,385株  
 (4) 株主数 1,046名  
 (5) 大株主（上位10名）

| 株主名           | 持株数（株）  | 持株比率（％） |
|---------------|---------|---------|
| 合同会社A・G・S     | 204,500 | 16.85   |
| 木村 勇也         | 204,100 | 16.82   |
| 木村 春樹         | 176,800 | 14.57   |
| アクセスグループ社員持株会 | 85,600  | 7.05    |
| 木村 純子         | 50,000  | 4.12    |
| 楽天証券株式会社      | 30,600  | 2.52    |
| auカブコム証券株式会社  | 27,900  | 2.29    |
| 株式会社SBI証券     | 18,000  | 1.48    |
| 坂本年規          | 10,000  | 0.82    |
| 和田 享          | 9,300   | 0.76    |

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

| 区分            | 株式数（株） | 交付対象者数（名） |
|---------------|--------|-----------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 8,800  | 7         |
| 社外取締役         | —      | —         |
| 監査役           | 300    | 1         |

(注) 1.当該株式報酬は譲渡制限付株式報酬であります。

2.上記以外に当社子会社の取締役7名に対して2,000株を交付しております。

3. 新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2022年9月30日現在）

| 会社における地位        | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                            |
|-----------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役会長           | 木村春樹  | —                                                                                                                       |
| 代表取締役社長         | 木村勇也  | —                                                                                                                       |
| 取締役副社長<br>(非常勤) | 増田智夫  | 株式会社アクセスネクステージ代表取締役社長                                                                                                   |
| 専務取締役           | 土田俊行  | 事業統括部長                                                                                                                  |
| 常務取締役           | 保谷尚寛  | 財務企画部長                                                                                                                  |
| 取締役             | 浜野竹志  | 管理部長                                                                                                                    |
| 取締役<br>(非常勤)    | 山口幸喜  | 株式会社アクセスプログレス代表取締役社長                                                                                                    |
| 取締役             | 鈴置修一郎 | —                                                                                                                       |
| 常勤監査役           | 高橋健吾  | 株式会社アクセスプログレス監査役<br>株式会社アクセスネクステージ監査役                                                                                   |
| 監査役             | 松坂祐輔  | 東京平河法律事務所パートナー<br>株式会社フォーバル社外取締役（監査等委員）                                                                                 |
| 監査役             | 中川治   | 東光監査法人代表社員<br>ほけんの窓口グループ株式会社社外監査役<br>メディカル・データ・ビジョン株式会社監査役<br>税理士法人NYAccounting Partners統括代表社員<br>プレス工業株式会社社外取締役（監査等委員） |

- (注) 1. 取締役鈴置修一郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松坂祐輔及び中川治の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役鈴置修一郎氏、監査役松坂祐輔氏、同 中川治氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役松坂祐輔氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役中川治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。



6. 2021年12月24日付で、長尾俊彦氏は取締役を退任いたしました。退任時における担当は、経営企画室でありました。
7. 2021年12月24日付で、牧野勝朗氏は監査役を退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者である取締役等が、保険期間中の職務の執行に関し、会社の業務につき行った行為により生じた損害について、賠償請求がなされたことによる損害賠償費用及び訴訟費用等を損害保険会社が補填することとしており、契約期間の満了時に同内容での更新を予定しております。ただし、法令に違反することを認識して行った行為に起因して生じた損害は賠償されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、全ての被保険者について、保険料は特約部分も含めて会社が全額負担しており、全ての被保険者の実質的な保険料負担はありません。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する基本方針

当社は、2022年9月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を決議しており、その内容は次の通りです。

#### 1) 基本報酬に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

2) 非金銭報酬等に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することを目的とする。

また、株式報酬の支払時期、付与する株式数等は、譲渡制限付株式報酬規程で定めるものとし、最終的な各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することとし、対象監査役については、監査役会の協議により決定するものとする。

なお、発行できる普通株式の総数は、対象取締役については、年12,000株以内、対象監査役については、年2,000株以内となっております。

3) 報酬等の割合に関する方針

取締役の種類別の報酬割合は、基本報酬と非金銭報酬等の支給割合の決定方針について、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために最も適切な支給割合となることを方針とする。

4) 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内で、取締役会決議にもとづき代表取締役社長木村勇也氏がその具体的な内容について委任を受けるものとする。

この権限を委任する理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているため。

5) 社外役員の報酬等に関する方針

社外取締役、社外監査役の報酬は、経営への監督機能を有効に機能させるため、固定報酬のみとする。固定報酬については、株主総会で定められた報酬月額限度の範囲内で、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的な内容について委任を受けることとする。監査役の報酬は、監査役会での協議により決定することとする。

② 当事業年度に係る報酬等

| 区 分                | 報酬等の種類別の総額（千円）    |                   |             |                  |       | 対象となる<br>役員の員数<br>（人） |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------|------------------|-------|-----------------------|
|                    | 報酬等の<br>総額        | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭報酬等<br>（株式報酬） | 退職慰労金 |                       |
| 取 締 役<br>（うち社外取締役） | 85,494<br>(2,400) | 78,498<br>(2,400) | —           | 6,996            | —     | 9<br>(1)              |
| 監 査 役<br>（うち社外監査役） | 11,159<br>(4,800) | 10,920<br>(4,800) | —           | 239              | —     | 4<br>(2)              |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2013年10月18日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は4名です。また、当該取締役報酬額とは別枠で、2020年12月24日開催の第31期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬に関する報酬等の額を年額11,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2013年10月18日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査役の員数は1名です。また、当該監査役報酬額とは別枠で、2020年12月24日開催の第31期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬に関する報酬等の額を年額2,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名です。
3. 固定報酬は、2021年12月24日開催の第32期定時株主総会終結をもって退任した取締役1名及び常勤監査役1名の固定報酬を含んでおります。
4. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名    | 活動状況                                                                                                            |
|-------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 鈴置 修一郎 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回出席し、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、それらを当社の監査、監督に反映しております。 |
| 社外監査役 | 松坂 祐輔  | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査役会12回のうち11回出席し、主に弁護士の見地から助言、提言を行っております。                                              |
| 社外監査役 | 中川 治   | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会12回のうち12回出席し、主に公認会計士の見地から助言、提言を行っております。                                            |

② 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

松坂祐輔氏は、東京平河法律事務所のパートナー及び株式会社フォーバルの社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当該他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

中川治氏は、東光監査法人代表社員、ほけんの窓口グループ株式会社社外監査役、メディカル・データ・ビジョン株式会社監査役、税理士法人NYAccounting Partners統括代表社員、プレス工業株式会社社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当該他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### ① 名称 アルファ監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任 あずさ監査法人は2021年12月24日開催の第32期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

### ② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 21,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記以外に、前任会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に対して引継ぎ業務に係る報酬1,000千円を支払っております。

### ③ 非監査業務の内容

当社は、アルファ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である監査受託のための予備調査についての対価1,000千円を支払っております。

### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定

した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社は、グループ全体として適切かつ健全な経営を行うため、コンプライアンス及びリスク管理体制の基本としてグループ共通規程である「コンプライアンス規程」「リスク管理規程」を制定し、その周知徹底を図ることで、グループ各社の取締役、社員が高い倫理観を持って行動する企業風土を作り上げる。

ロ コンプライアンスの推進に向けて、当社のコンプライアンス委員会を中心とした体制を確立し、関係部門と連携を図りながら、コンプライアンスの取り組みを整備するとともに、意識の向上を図る。

ハ 内部監査部門として、社長直轄組織である業務監査室を設置し、グループ共通規程である「内部監査規程」に従って監査を実施し、監査結果を社長、取締役会及びコンプライアンス委員会に報告する。また、業務監査室長は、必要に応じて監査役及び会計監査人と連携し、効率的かつ効果的な内部監査を実施する。

ニ 取締役会は、法令・定款、「取締役会規程」に基づいて運営し、取締役間の意思疎通を図るとともに、会社の業務執行の決定や取締役相互の業務執行を監督する。

ホ 取締役の職務執行状況は、監査計画に基づき監査役が監査する。

ヘ 反社会的勢力及び団体とは、取引その他一切の関係を遮断する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ 取締役は、職務の執行に関する文書（電磁的記録を含む）を法令及び社内規程に基づき適切に作成・保存・管理する。
  - ロ 取締役、監査役、会計監査人、業務監査室等は、必要な場合に上記イの文書を閲覧、謄写することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ 「リスク管理規程」に基づき、コンプライアンス委員会を中心として、グループ各社とも連携し、事業展開上リスクとなる可能性があるものを洗い出し、リスクに対応する体制とする。
  - ロ 当社グループの事業展開上、特に個人情報の管理及び情報セキュリティの管理を重視し、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、規則等の制定や教育等を行う。
  - ハ 当社グループ各社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役又は取締役を責任者とし、当社グループの損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 取締役会は、法令・定款、「取締役会規程」に基づいて、適切な運営を行う。
  - ロ 取締役会は毎月1回開催することを原則とし、必要に応じて臨時で開催し、取締役間での意思疎通を図るとともに、会社の業務執行の決定や取締役相互の業務執行を監督する。
  - ハ 取締役の職務執行にあたっては、「組織規程」「職務権限規程」及び「業務分掌規程」において、それぞれの責任者及び責任範囲を定め、効率的かつ正常に職務の執行が行われる体制を執る。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 子会社の取締役会等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・ 当社は、子会社に対する適切な経営管理を行うため、「アクセスグループ内承認・報告・申請規程」を制定し、子会社の経営・人事・財務経理・システム等に関する事案について、事前に当社の承認等を受ける体制を執る。
  - ・ 当社経営戦略会議に、当社の非常勤取締役役に就任している子会社の代表取締役社長が出席し、直接子会社の経営内容の定期報告を行う。
- 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- ・ 当社グループのコンプライアンス体制、リスク管理体制及び情報セキュリティ管理体制は、子会社も含めたグループ全体を対象とする。
- ハ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するよう、当社の非常勤取締役役に就任している子会社の代表取締役社長が当社取締役会及び経営戦略会議への出席を通し、子会社管理を行う。
  - ・ 当社は、子会社に対して監査役を派遣し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。
- ニ 子会社の取締役、監査役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ グループ共通の「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス委員会を設置することで、グループ内の情報交換及びコンプライアンスにかかわる課題の対処を行う。
  - ・ 当社は、子会社に対して監査役を派遣し、子会社の業務執行状況を監査する。
  - ・ 当社業務監査室は子会社各社の内部監査を定期的実施し、当社代表取締役社長の承認を受けるとともに、当社取締役会及びコンプライアンス委員会に適宜報告し、あわせて子会社へのフィードバックを行う。



- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ 監査役会が、職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会と協議の上、合理的な範囲で専任又は兼任の使用人を置くこととする。
  - ロ 当該使用人の任命のほか、異動及び考課等の人事権に係る事項の決定に際しては、事前に監査役の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとする。また、監査業務を補助する範囲内における指揮命令権限は、監査役に帰属する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- イ 監査役は、取締役会のほか、その他重要会議に出席し、重要事項の報告を受け、必要な情報を収集する。
  - ロ 取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正行為及び法令・定款に違反する重要な事実等があった場合は、速やかに監査役にその内容を報告する。
  - ハ 内部通報制度の通報先を常勤監査役とし、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正行為及び法令・定款に違反する重要な事実等があった場合に、使用人及び取引先の従業員等が直接監査役に報告できる体制を執る。
  - ニ 監査役は、監査役が必要と判断した情報については、直接担当部門から報告を受ける。
- ⑧ 第7項の報告をしたものが当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制について
- 「内部通報規程」に基づき、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けないように、適正な運用体制を整備する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査役は、取締役会に出席して意見を述べる他、代表取締役と定期的また必要に応じて意見交換等を行う。

□ 監査役は、業務監査室と緊密な連携をとり、監査役監査を行う。

ハ 監査役は、会計監査人と連携をとり、定期的また必要に応じて意見交換等を行う。

ニ 監査役は、取締役等の意思決定及び業務執行の状況を確認するため、各種議事録、決裁書類等を自由に閲覧することができる。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行に関して費用の前払い等を請求した時は、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 内部統制システム

当社は、取締役会において決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認を行っております。

### ② 取締役の職務執行

定時取締役会を12回、臨時取締役会を2回開催し、重要事項の意思決定を行うとともに、適切に取締役の職務執行を監督・監視しております。

### ③ 監査役の職務執行

監査役は取締役会に出席し、取締役より業務の報告を受けているほか、常勤監査役はコンプライアンス委員会に出席し、各部門よりコンプライアンス事案の報告を受けております。また、会計監査人、業務監査室等の内部統制に係る機関・組織と定期的に情報交換を行うとともに、代表取締役との間で定期的なミーティングを開催し、当社グループの現況等についてヒアリングを行っております。

#### ④ コンプライアンス

「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス委員会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時のコンプライアンス委員会を開催して、当社グループにおけるコンプライアンス事案のモニタリングを行っております。また、その内容を取締役に報告しております。役職員に対しては、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」をイントラネットで常時閲覧できるようにし、さらに定期的なコンプライアンス研修を実施しております。

反社会的勢力に対しては、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し、講習会等に参加して、情報収集を行っております。

#### ⑤ リスク管理体制

リスク管理規程に基づき、毎月1回開催するコンプライアンス委員会において、経営上のリスク事案について各部門から報告を行い、把握を行うとともに、リスクの未然防止、及び現存するリスクへの対応策の検討を行っております。また、その内容を取締役に報告しております。役職員に対しては、「コンプライアンスマニュアル」及びコンプライアンス研修の内容にリスク管理に関する内容を取り入れ、周知を図っております。

#### ⑥ 内部監査の実施

業務監査室を設置しており、当社グループの各社・各部門が、法令・定款、規程その他社会的規範等に則り、適切に業務運営を行っていることを、ヒアリング、書類確認、及び現地確認等を通じて定期的に監査しております。業務監査室長は、監査結果について、代表取締役社長、取締役会、コンプライアンス委員会に報告をしております。

#### ⑦ 子会社管理

当社の子会社の職務の執行状況及びその他経営上の重要事項については、当社の非常勤取締役に就任している子会社の代表取締役社長が、当社の取締役会、経営戦略会議に出席するとともに、日常的に当社常勤取締役との対話を通して、情報の共有を図っております。また、事業統括部が子会社の常勤取締役から報告を受け、当社グループ全体の職務執行状況について把握を行っております。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つであると認識しており、長期的な観点から、将来の事業展開、財務体質の強化などバランスを勘案しながら実施する方針です。しかしながら、2022年9月期の剰余金の配当については、自己資本の積み増しによる財務体質の改善を優先させていただきたく、誠に遺憾ながら、無配とさせていただきます。

なお、当社は、株主への利益還元機会の充実を図るため、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。今後、中間配当を行う場合には、配当の決定機関は取締役会とする予定であります。

# 連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額              | 科 目                | 金 額              |
|----------------|------------------|--------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>  |                  | <b>(負債の部)</b>      |                  |
| <b>流動資産</b>    | <b>2,067,442</b> | <b>流動負債</b>        | <b>1,478,738</b> |
| 現金及び預金         | 1,405,254        | 買掛金                | 223,270          |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 454,044          | 短期借入金              | 983,000          |
| 電子記録債権         | 47,153           | 1年内償還予定の社債         | 40,000           |
| 仕掛品            | 81,233           | 1年内返済予定の長期借入金      | 109,292          |
| 貯蔵品            | 6,762            | 未払法人税等             | 6,034            |
| 前払費用           | 51,024           | 前受金                | 6,817            |
| その他            | 22,533           | 未払消費税等             | 41,611           |
| 貸倒引当金          | △565             | 未払金                | 46,175           |
|                |                  | その他                | 22,536           |
| <b>固定資産</b>    | <b>274,855</b>   | <b>固定負債</b>        | <b>410,153</b>   |
| 有形固定資産         | 6,599            | 長期借入金              | 215,103          |
| 無形固定資産         | 12,395           | 長期未払金              | 135,900          |
| 投資その他の資産       | 255,860          | 退職給付に係る負債          | 59,150           |
| 投資有価証券         | 1,870            | <b>負債合計</b>        | <b>1,888,891</b> |
| 差入保証金          | 253,765          | <b>(純資産の部)</b>     |                  |
| その他            | 9,063            | <b>株主資本</b>        | <b>453,271</b>   |
| 貸倒引当金          | △8,839           | 資本金                | 284,920          |
|                |                  | 資本剰余金              | 695,696          |
| <b>繰延資産</b>    | <b>513</b>       | 利益剰余金              | △520,917         |
| 社債発行費          | 513              | 自己株式               | △6,427           |
|                |                  | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>648</b>       |
|                |                  | その他有価証券評価差額金       | 648              |
|                |                  | <b>純資産合計</b>       | <b>453,919</b>   |
| <b>資産合計</b>    | <b>2,342,811</b> | <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>2,342,811</b> |

# 連結損益計算書

(自 2021年10月 1 日)  
(至 2022年 9 月30日)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額    |           |
|-----------------|--------|-----------|
| 売上高             |        | 3,683,566 |
| 売上原価            |        | 2,137,316 |
| 売上総利益           |        | 1,546,250 |
| 販売費及び一般管理費      |        | 1,491,401 |
| 営業利益            |        | 54,848    |
| 営業外収益           |        |           |
| 受取利息            | 17     |           |
| 受取配当金           | 7      |           |
| 保険解約返戻金         | 16,133 |           |
| 受取補償金           | 545    |           |
| その他             | 1,089  | 17,792    |
| 営業外費用           |        |           |
| 支払利息            | 25,510 |           |
| 事務所移転費用         | 7,101  |           |
| その他             | 1,476  | 34,088    |
| 経常利益            |        | 38,552    |
| 特別利益            |        |           |
| 固定資産売却益         | 15,300 | 15,300    |
| 特別損失            |        |           |
| 賃貸借契約解約損        | 39,200 | 39,200    |
| 税金等調整前当期純利益     |        | 14,651    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 3,554  | 3,554     |
| 当期純利益           |        | 11,097    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |        | 11,097    |

# 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年10月1日  
至 2022年9月30日)

(単位：千円)

|                       | 株主資本    |         |          |         |         | その他の包括利益累計額      |                   | 純資産合計   |
|-----------------------|---------|---------|----------|---------|---------|------------------|-------------------|---------|
|                       | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金    | 自己株式    | 株主資本合計  | その他有価証券<br>評価差額金 | その他の包括利益<br>累計額合計 |         |
| 2021年10月1日残高          | 284,920 | 699,611 | △532,015 | △19,167 | 433,348 | 962              | 962               | 434,311 |
| 当期変動額                 |         |         |          |         |         |                  |                   |         |
| 自己株式の処分               |         | △3,915  |          | 12,739  | 8,824   |                  |                   | 8,824   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益   |         |         | 11,097   |         | 11,097  |                  |                   | 11,097  |
| 株主資本以外の項目<br>の変動額（純額） |         |         |          |         |         | △314             | △314              | △314    |
| 当期変動額合計               | —       | △3,915  | 11,097   | 12,739  | 19,922  | △314             | △314              | 19,608  |
| 2022年9月30日残高          | 284,920 | 695,696 | △520,917 | △6,427  | 453,271 | 648              | 648               | 453,919 |

# 貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>    |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,028,429</b> | <b>流動負債</b>      | <b>1,166,381</b> |
| 現金及び預金          | 932,833          | 短期借入金            | 983,000          |
| 売掛金及び契約資産       | 56,308           | 1年内償還予定社債        | 40,000           |
| 貯蔵品             | 172              | 1年内返済予定の長期借入金    | 109,292          |
| 前払費用            | 26,819           | 未払金              | 21,916           |
| 未収入金            | 5,469            | 未払費用             | 4,143            |
| その他             | 6,826            | 未払法人税等           | 3,546            |
|                 |                  | 未払消費税等           | 2,792            |
| <b>固定資産</b>     | <b>883,088</b>   | 預り金              | 1,690            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,228</b>     | <b>固定負債</b>      | <b>329,806</b>   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>881,860</b>   | 長期借入金            | 215,103          |
| 投資有価証券          | 1,000            | 長期未払金            | 112,700          |
| 関係会社株式          | 134,402          | 退職給付引当金          | 2,003            |
| 関係会社長期貸付金       | 665,000          |                  |                  |
| 差入保証金           | 236,361          | <b>負債合計</b>      | <b>1,496,187</b> |
| その他             | 84               | <b>(純資産の部)</b>   |                  |
| 貸倒引当金           | △154,987         | <b>株主資本</b>      | <b>415,844</b>   |
| <b>繰延資産</b>     | <b>513</b>       | 資本金              | 284,920          |
| 社債発行費           | 513              | 資本剰余金            | 695,696          |
|                 |                  | 資本準備金            | 334,720          |
|                 |                  | その他資本剰余金         | 360,976          |
|                 |                  | 利益剰余金            | △558,344         |
|                 |                  | 利益準備金            | 200              |
|                 |                  | その他利益剰余金         | △558,544         |
|                 |                  | 繰越利益剰余金          | △558,544         |
|                 |                  | 自己株式             | △6,427           |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>     | <b>415,844</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,912,031</b> | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>1,912,031</b> |



# 損益計算書

(自 2021年10月 1 日  
至 2022年 9 月30日)

(単位：千円)

| 科 目                 | 金 額    | 額              |
|---------------------|--------|----------------|
| <b>営業収益</b>         |        | <b>636,508</b> |
| <b>営業費用</b>         |        | <b>655,974</b> |
| <b>営業損失 (△)</b>     |        | <b>△19,465</b> |
| <b>営業外収益</b>        |        |                |
| 受取利息                | 10,237 |                |
| 保険解約返戻金             | 16,133 |                |
| その他                 | 570    | 26,941         |
| <b>営業外費用</b>        |        |                |
| 支払利息                | 25,510 |                |
| 事務所移転費用             | 6,663  |                |
| その他                 | 1,196  | 33,371         |
| <b>経常損失 (△)</b>     |        | <b>△25,895</b> |
| <b>特別利益</b>         |        |                |
| 貸倒引当金戻入益            | 38,101 | <b>38,101</b>  |
| <b>特別損失</b>         |        |                |
| 賃貸借契約解約損            | 39,200 | 39,200         |
| <b>税引前当期純損失 (△)</b> |        | <b>△26,994</b> |
| 法人税、住民税及び事業税        |        | 1,166          |
| <b>当期純損失 (△)</b>    |        | <b>△28,161</b> |

# 株主資本等変動計算書

(自 2021年10月 1 日)  
(至 2022年 9 月30日)

(単位：千円)

|                  | 株主資本    |         |          |         |       |                     |          |         |         | 純資産合計   |
|------------------|---------|---------|----------|---------|-------|---------------------|----------|---------|---------|---------|
|                  | 資本金     | 資本剰余金   |          |         | 利益剰余金 |                     |          | 自己株式    | 株主資本合計  |         |
|                  |         | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計  |         |         |         |
| 2021年10月1日<br>残高 | 284,920 | 334,720 | 364,891  | 699,611 | 200   | △530,383            | △530,183 | △19,167 | 435,180 | 435,180 |
| 当期変動額            |         |         |          |         |       |                     |          |         |         |         |
| 自己株式の処分          |         |         | △3,915   | △3,915  |       |                     |          | 12,739  | 8,824   | 8,824   |
| 当期純損失            |         |         |          |         |       | △28,161             | △28,161  |         | △28,161 | △28,161 |
| 当期変動額合計          | —       | —       | △3,915   | △3,915  | —     | △28,161             | △28,161  | 12,739  | △19,336 | △19,336 |
| 2022年9月30日<br>残高 | 284,920 | 334,720 | 360,976  | 695,696 | 200   | △558,544            | △558,344 | △6,427  | 415,844 | 415,844 |

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月25日

株式会社アクセスグループ・ホールディングス  
取締役会 御中

アルファ監査法人  
東京都千代田区  
指 定 社 員 公認会計士 奥津 泰彦  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 磯 巧  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アクセスグループ・ホールディングスの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクセスグループ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年11月11日開催の取締役会において、資本金の額の減少並びに剰余金の処分を2022年12月26日開催予定の第33期定時株主総会に付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討

すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2022年11月25日

株式会社アクセスグループ・ホールディングス  
取締役会 御中

アルファ監査法人  
東京都千代田区  
指 定 社 員 公認会計士 奥津 泰彦  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 磯 巧  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクセスグループ・ホールディングスの2021年10月1日から2022年9月30日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年11月11日開催の取締役会において、資本金の額の減少並びに剰余金の処分を2022年12月26日開催予定の第33期定時株主総会に付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他

の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査報告書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1、 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2、 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アルファ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アルファ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月25日

株式会社アクセスグループ・ホールディングス 監査役会

常勤監査役 高橋 健吾 印

監査役 松坂 祐輔 印

監査役 中川 治 印

(注) 監査役松坂祐輔、中川治は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

(1) 当社の事業年度は「毎年10月1日から翌年9月30日までとしておりますが、当社グループの採用支援事業、教育機関支援事業において、現在の採用活動時期や、お取引先である教育機関の予算執行時期などの昨今の状況を鑑みた結果、事業運営上合理的であり、また、更なる経営の効率化、経営情報の適時・的確な開示による経営の透明性の向上を図るため、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間へ変更いたしたいと存じます。

これに伴い、現行定款第12条、第35条及び第36条に所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴う経過措置として、新たに附則を設けるものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p style="text-align: center;">2 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項にかかる情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p style="text-align: center;">2 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(<u>電子提供措置等</u>)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 当社の事業年度は、毎年<u>10</u>月1日から翌年<u>9</u>月<u>30</u>日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>9</u>月<u>30</u>日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>3</u>月<u>31</u>日とする。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から翌年<u>3</u>月<u>31</u>日までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3</u>月<u>31</u>日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9</u>月<u>30</u>日とする。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>1. 2022年9月1日(以下「施行日」)から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 附則第1項及び第2項については、施行日から6カ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p><u>3. 第35条(事業年度)の規定にかかわらず、2022年10月1日から始まる第34期事業年度は、2023年3月31日までの6カ月間とする。なお、本項は第34期事業年度経過後は、これを削除する。</u></p> |

## 第2号議案 資本金の額減少の件

当社は、売上・利益及び企業価値の持続可能な成長を実現するため、現在の事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて財務内容 健全性を維持し、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行うものであります。

(1) 減少する資本金の額

金204,920,000円（減少後の資本金の額は金80,000,000円）

(2) 減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金とする

(3) 資本金の額の減少の効力発生日 2023年2月1日（水曜日）

## 第3号議案 剰余金の処分の件

第2号議案のご承認により、その他資本剰余金が204,920,000円増加しますが、会社法第452条の規定に基づき、剰余金を処分し、その他資本剰余金で繰越欠損を填補することにつきご承認をお願いするものであります。なお、本議案は、第2号議案を原案どおり承認可決いただき、その効力が発生することを条件といたします。本議案の効力発生後のその他資本剰余金は、360,976,119円になります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 204,920,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 204,920,000円

以上



## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区渋谷2丁目15番1号  
渋谷クロスタワー24F  
アクセス渋谷フォーラム  
電話 03-5413-3001



### ■交通

J R各線「渋谷」駅 中央改札より 徒歩7分

東京メトロ・東急電鉄各線「渋谷」駅 B5出口・ヒカリエ方面出口より 徒歩5分

京王井の頭線「渋谷」駅 中央口より 徒歩10分

※ 渋谷駅周辺は改装中のため、歩道橋の位置等が変更になる可能性があります。

※ 駐車場・駐輪場はご用意しておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※ ご入場の際には、お手数ですが同封の議決権行使書を会場受付にてご提出ください。

※ お土産、お飲み物のご用意はございません。ご了承くださいますようお願い申し上げます。